

船橋オートレース事業について

平成26年8月12日

船橋小型自動車競走施行者
(千葉県、船橋市)

目次

1 オートレース事業の仕組み

- (1) オートレース事業の目的 ……3
- (2) オートレース事業の運営体系 ……4

- (6) 一般会計への繰出しの推移(千葉県)・15
- (7) 一般会計への繰出しの推移(船橋市)・16
- (8) 翌年度繰越金の推移(千葉県) ……17
- (9) 累積赤字額の推移(船橋市) ……18

2 船橋オートの概要

- (1) 船橋オートのあゆみ ……6
- (2) 船橋オートレース場の施設概要 ……7
- (3) 船橋オートレース場の施設概要(場内図)・8

4 船橋オートの今後の見通し

- (1) 平成26年度から28年度の収支見込み ……20
- (2) 事業継続に必要な設備投資 ……21

3 船橋オートの現状

- (1) 各公営競技の売上額の推移(全国) ……10
- (2) 入場者数、車券売上額の推移 ……11
- (3) 平成18年度から26年度 包括的民間委託による事業継続 ……12
- (4) 単年度収支の推移(千葉県) ……13
- (5) 単年度収支の推移(船橋市) ……14

- 参考 平成15年度千葉県包括外部監査における指摘事項 ……22

※ 資料は、平成24年度までは決算額、平成25年度は決算見込みで整理した。

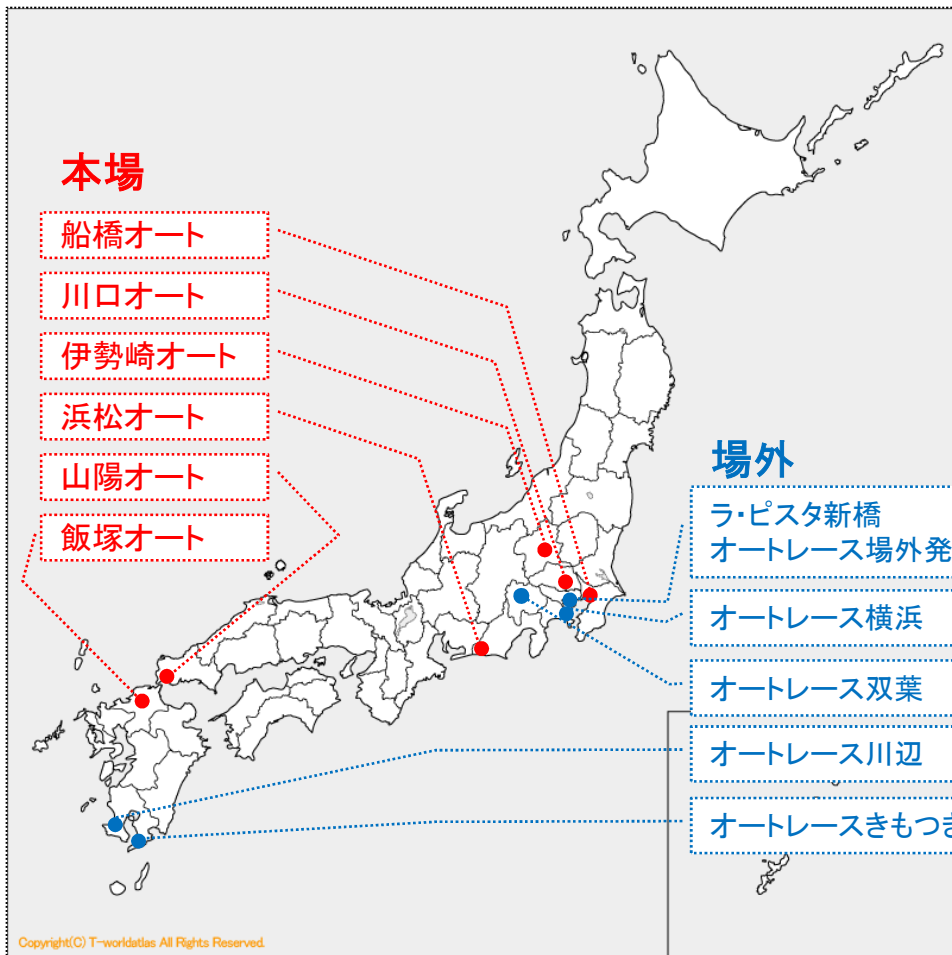
1 オートレース事業の仕組み

- (1) オートレース事業の目的
- (2) オートレース事業の運営体系

(1) オートレース事業の目的

■オートレース(小型自動車競走)事業は、小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)に基づき、

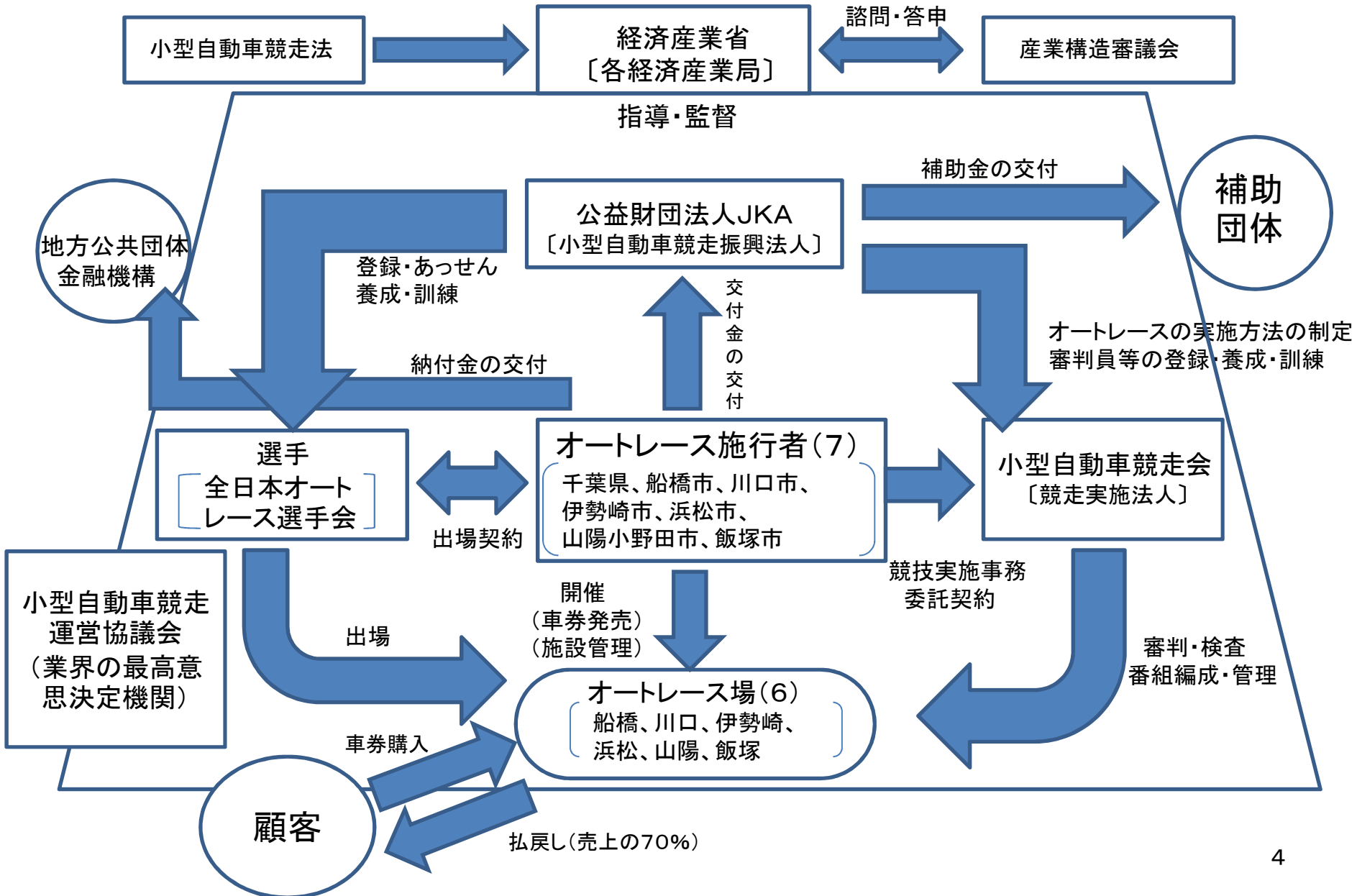
- ①小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化
- ②体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興
- ③地方財政の健全化 (収益事業として、小型自動車競走に係る特別会計から一般会計への繰出しが行われること、また、地方公共団体金融機構に納付金を納付することにより、地方財政が受ける融資の利息の軽減に役立てられることから、地方財政の健全化に寄与している。)



以上を目的として、都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村は、その議会の議決を経て、この法律により、施行者となって、小型自動車競走を行うことができる。

- 平成26年4月現在、7地方公共団体が6カ所のオートレース場にてオートレース事業を実施。
- 専用場外車券売場は5カ所。

(2) オートレース事業の運営体系



2 船橋オートの概要

- (1) 船橋オートのおゆみ
- (2) 船橋オートレース場の施設概要
- (3) 船橋オートレース場の施設概要(場内図)

(1) 船橋オートのあゆみ

船橋オート	オートレース業界
<p>昭和25年10月 千葉県が全国で初めて勝車投票券付競走としてオートレースを開催</p>	<p>昭和25年5月 小型自動車競走法公布施行</p>
<p>昭和30年3月 船橋市が初めて市営のオートレースを開催。以降、千葉県と船橋市がそれぞれ施行者となりオートレースを開催。</p>	
<p>平成2年度 売上額744億円をピークに、以降、売上額が減少に転じる。</p>	
<p>【千葉県】 平成 2年度 売上額404億円(ピーク) 平成10年度 単年度収支赤字が恒常化。 平成16年3月 包括外部監査で、「完全撤退」か「収益を上げられるスキームの再構築」が提示される。</p>	<p>平成3年度 売上額3,497億円をピークに、以降、売上額が減少に転じる。</p>
<p>【船橋市】 平成4年度 売上額404億円(ピーク) 平成9年度 単年度収支が赤字に転落 平成15～16年度 収支改善計画実施するも、収支改善に至らず累積赤字が拡大、「船橋オートレース経営改善検討委員会」において撤退も視野に検討。</p>	<p>平成14年度 小型自動車競走法改正により、民間委託が可能となる。</p> <p>平成16年度 第1次構造改革(開催日数削減、相互場間場外の実施、選手賞金削減、船橋場の民間委託スキームの検討など) 平成17年度から実施</p>
<p>平成18年度～ 包括的民間委託による運営となる。</p>	<p>平成22年度 第2次構造改革(開催日数削減、重勝式車券の導入、専用場外車券売り場の設置促進、ネット投票の強化など) 平成23年度から実施</p>
<p>平成25年6月～ 払戻率を75%から70%に引き下げる。</p>	<p>平成24年度 小型自動車競走法改正によりJKA交付金が減額される。 小型自動車競走法施行規則改正により、払戻率が75%から70%に変更可能となる。</p>

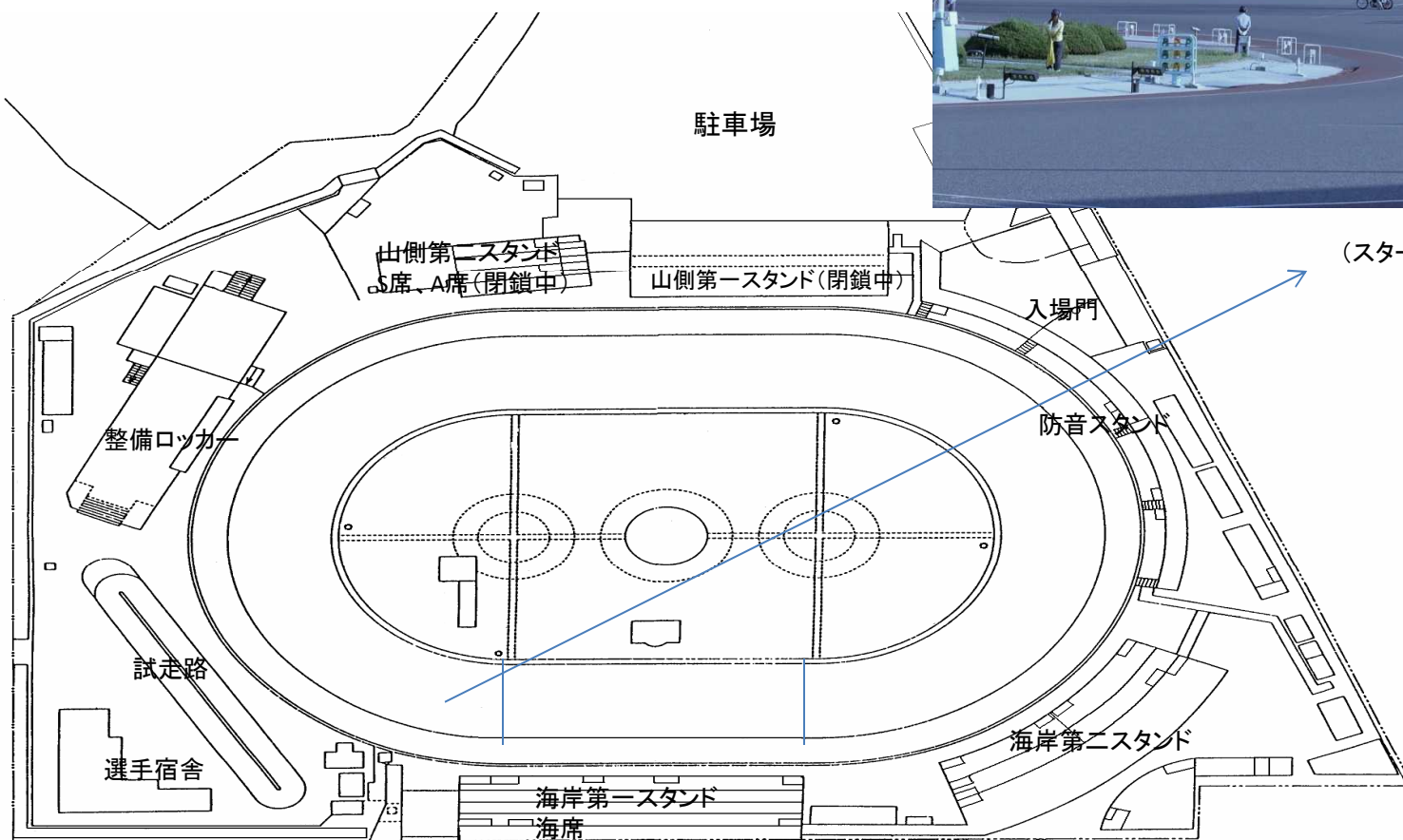
(2) 船橋オートレース場の施設概要

名称、所在地	船橋オートレース場 船橋市浜町2丁目4番1号
所有者	(株)よみうりランド(施設)(底地所有 (株)三井不動産)
敷地面積	115,703m ² (約35,000坪)
競走路	1周 500m 幅員 30m 傾斜角度2度25分
収容人員	21,714人 海岸第一スタンド 10,494人(指定席含む) 海岸第二スタンド 8,840人 防音スタンド 2,000人 山側第二スタンド 380人(指定席のみ)
特別観覧席	第1特別観覧席(S席) 4,000円129席 第2特別観覧席(A席) 1,000円251席(現在閉鎖中) 第3特別観覧席(海席) 1,000円486席
駐車場収容台数	658台(13,230m ²)

(3) 船橋オートレース場の施設概要 (場内図)



(スタート付近の写真)

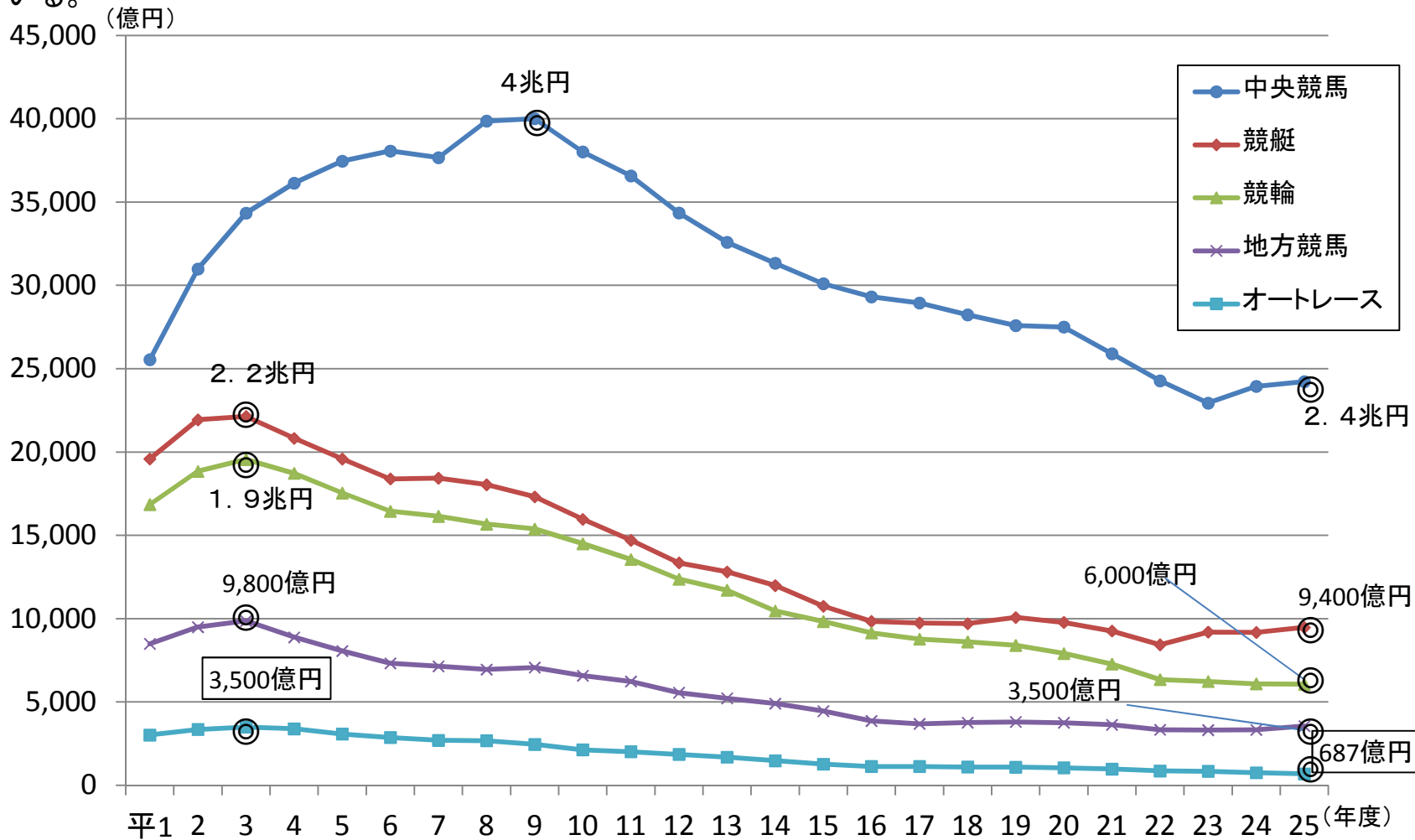


3 船橋オートの現状

- (1) 各公営競技の売上額の推移(全国)
- (2) 入場者数、車券売上額の推移
- (3) 平成18年度から26年度 包括的民間委託による事業継続
- (4) 単年度収支の推移(千葉県)
- (5) 単年度収支の推移(船橋市)
- (6) 一般会計への繰出しの推移(千葉県)
- (7) 一般会計への繰出しの推移(船橋市)
- (8) 翌年度繰越金の推移(千葉県)
- (9) 累積赤字額の推移(船橋市)

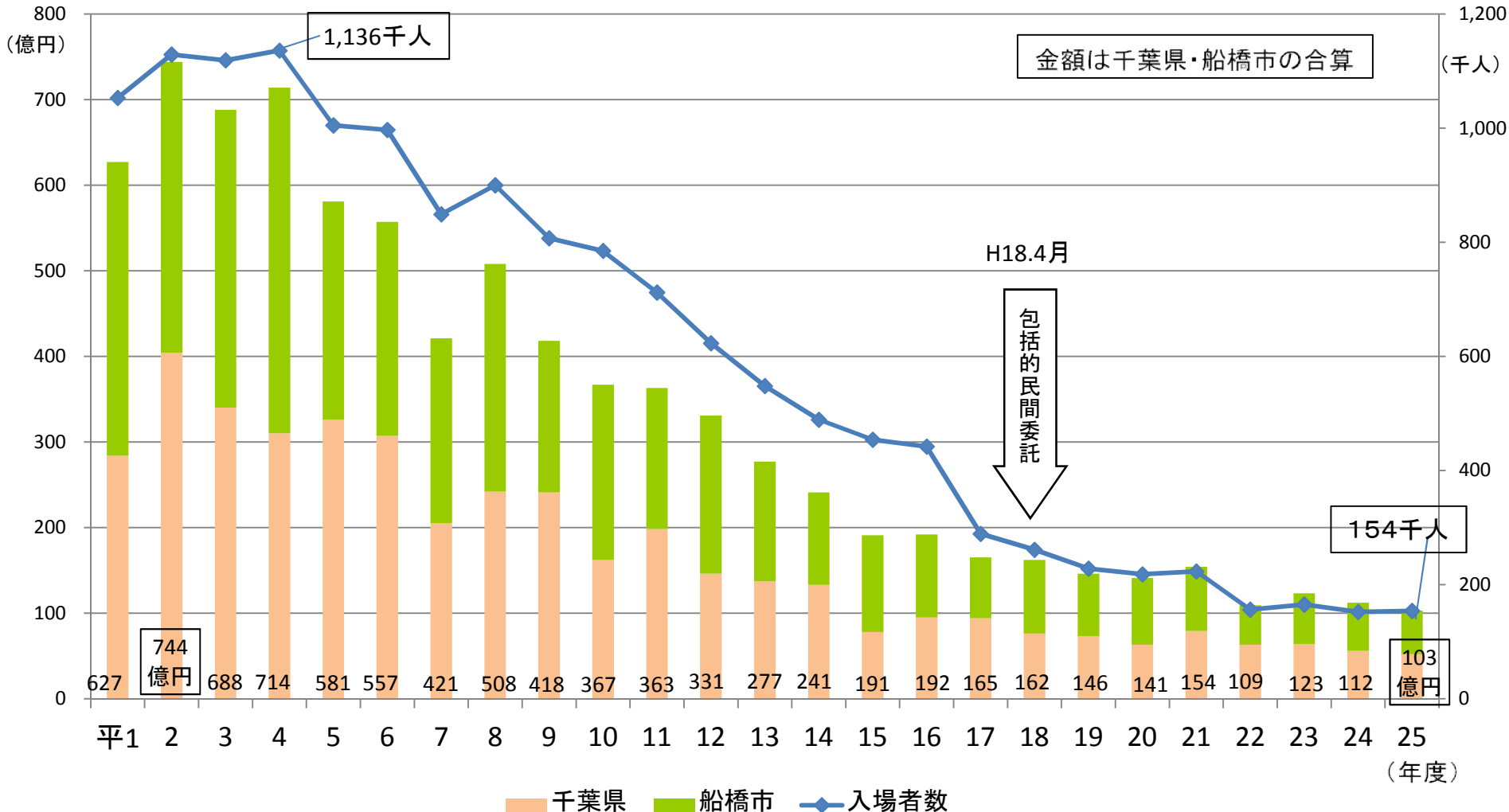
(1) 各公営競技の売上額の推移(全国)

- 各公営競技の売上額は、平成3年度(中央競馬は平成9年度)をピークに減少に転じた。現在は、オートレースを除き下げ止まりあるいは回復傾向を見せ始めている。
- オートレースの直近の売上額は、ピーク時(平成3年度)を100とすると、19.6(平成25年度)まで落ち込んでいる。



(2) 入場者数、車券売上額の推移

■ 船橋オートの車券売上額は、平成2年度(744億円)をピークに長期低落傾向が続いており、平成25年度はピーク時の86%減の103億円となっている。



(3) 平成18年度から26年度 包括的民間委託による事業継続

■民間活力を導入しオートレース事業を活性化させる目的から、平成14年に小型自動車競走法が改正され、小型自動車競走会にのみ委託できることとなっていた関係事務のうち、競技関係事務を除き私人に委託することが可能となった。

■経営リスクは受託事業者が負い、施行者には売上額に応じ一定の収益を保証するスキーム。

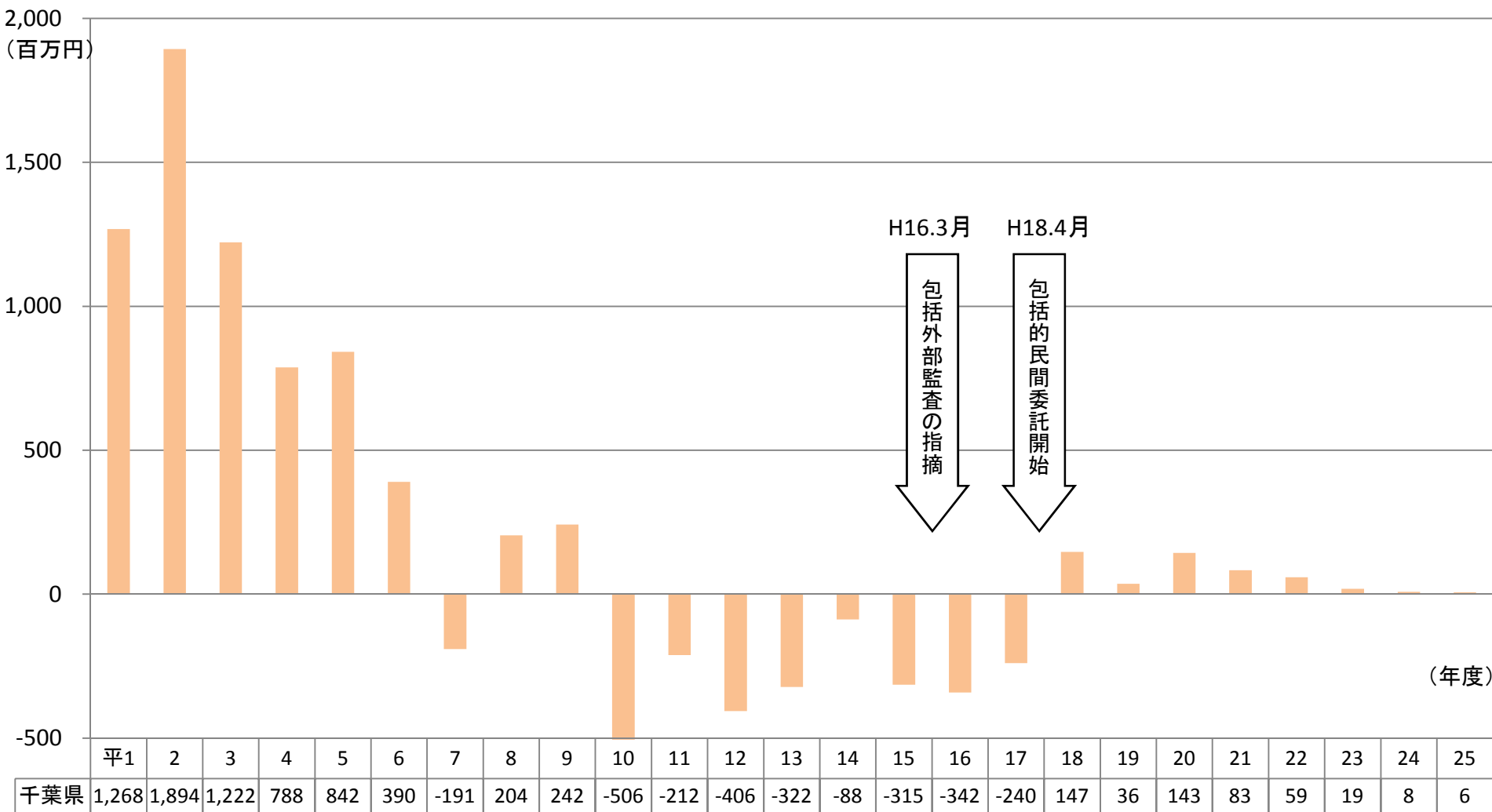
①平成18～23年度	収益保証額	8,000万円(県・市合わせて)
平成24～25年度	収益保証額	1億円(県・市合わせて)
平成26年度	収益保証額	7,000万円(県・市合わせて)

②日本トーター(株)からの要請により、職員は開催執務委員長、副委員長、庶務担当のみ。

③実施事務は小型自動車競走法施行規則の施行者固有事務のみ行う。

(4) 単年度収支の推移(千葉県)

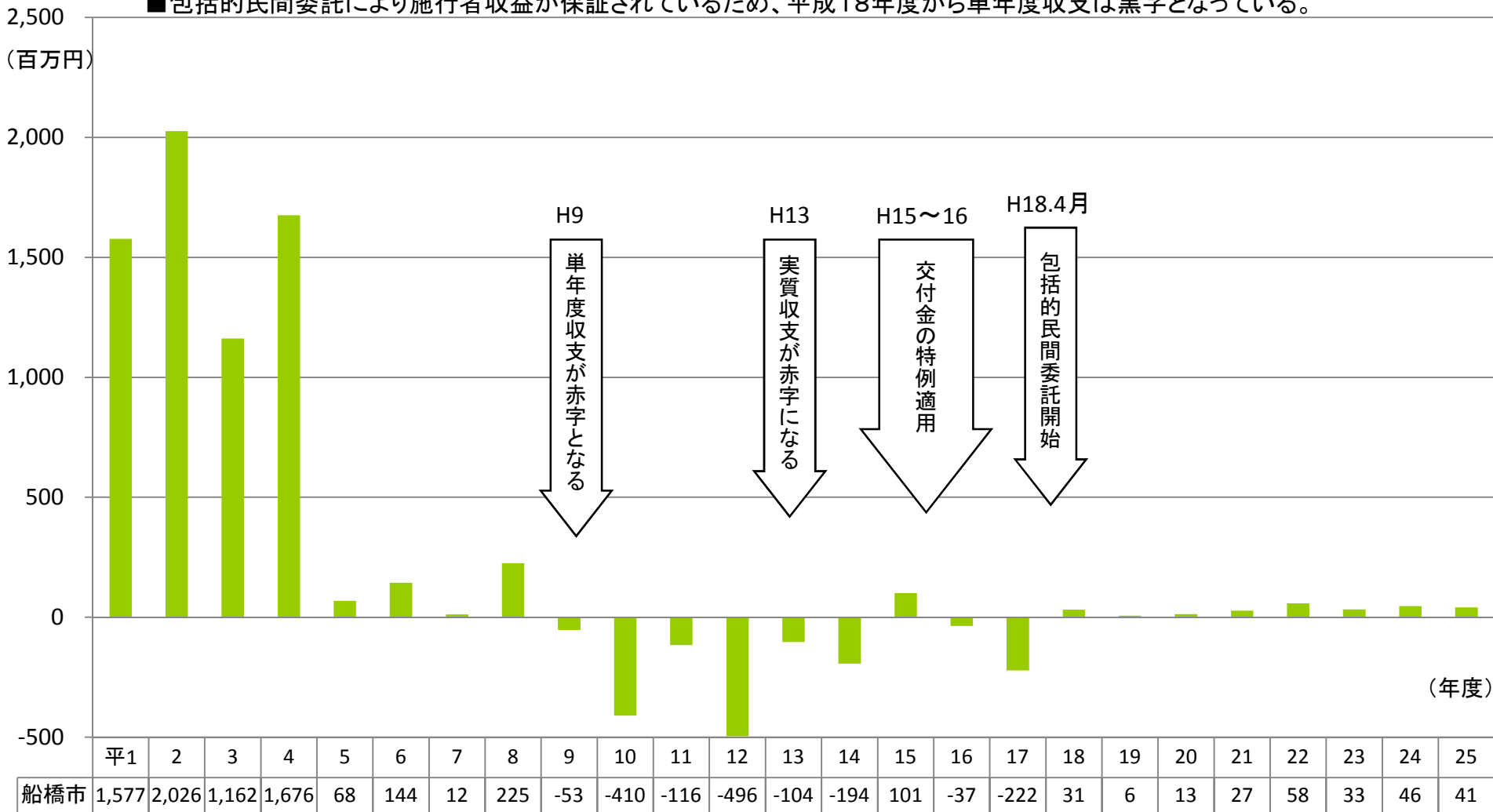
■千葉県の単年度収支は、平成10年度以降、恒常的な赤字となった。このため、平成18年度から包括的民間委託を導入し、施行者に一定の収益が保証されることとなったものの、依然として、車券売上げの長期低落傾向が続き、厳しい経営状況となっている。



(単位:百万円)

(5) 単年度収支の推移(船橋市)

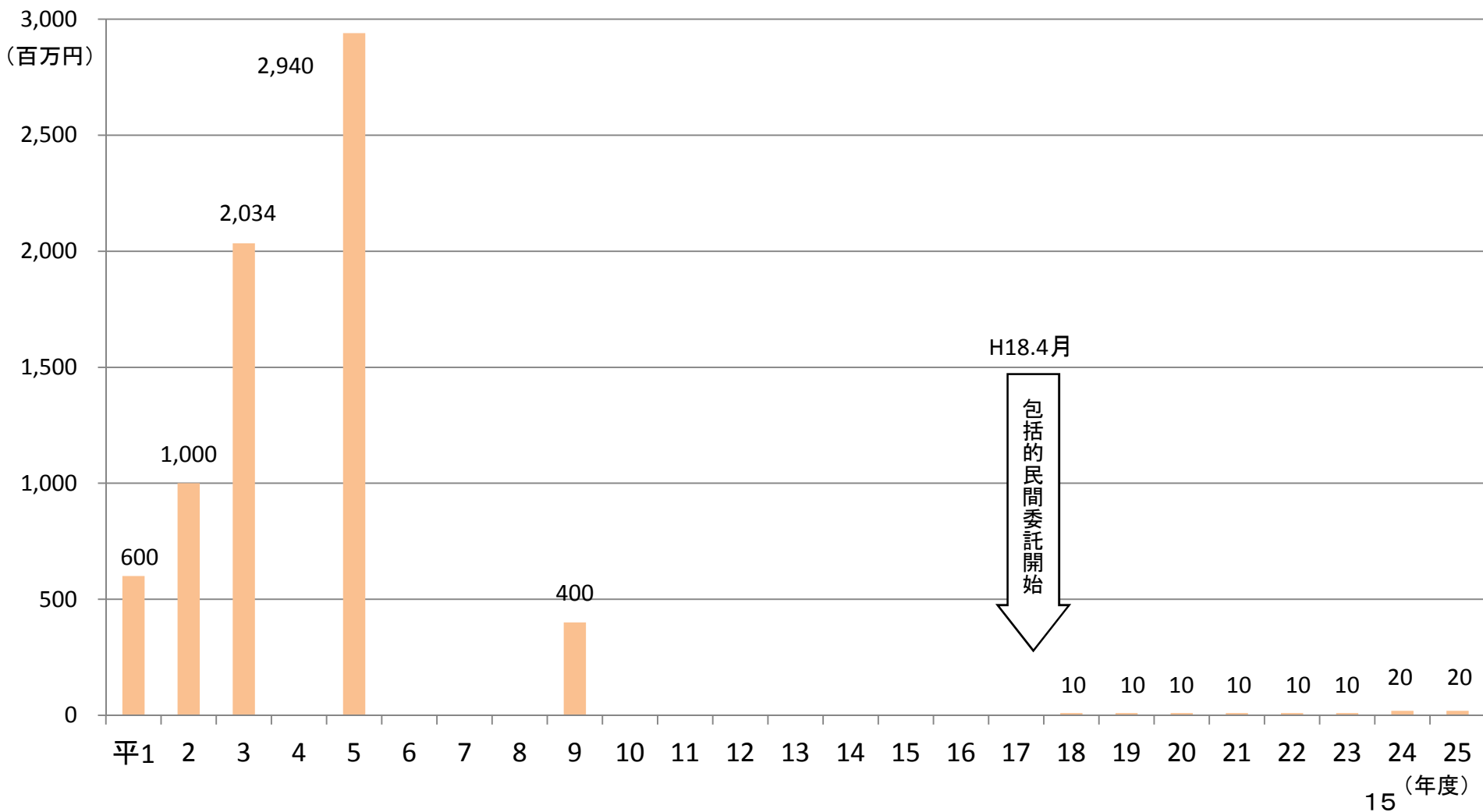
- 売上額は平成4年度(404億円)がピーク。
- 平成9年度から単年度収支が赤字に、平成13年度から実質収支が赤字になり繰上充用で対応している。
- 交付金の特例を申請し、平成15～16年度猶予を受ける。
- 包括的民間委託により施行者収益が保証されているため、平成18年度から単年度収支は黒字となっている。



(単位:百万円)

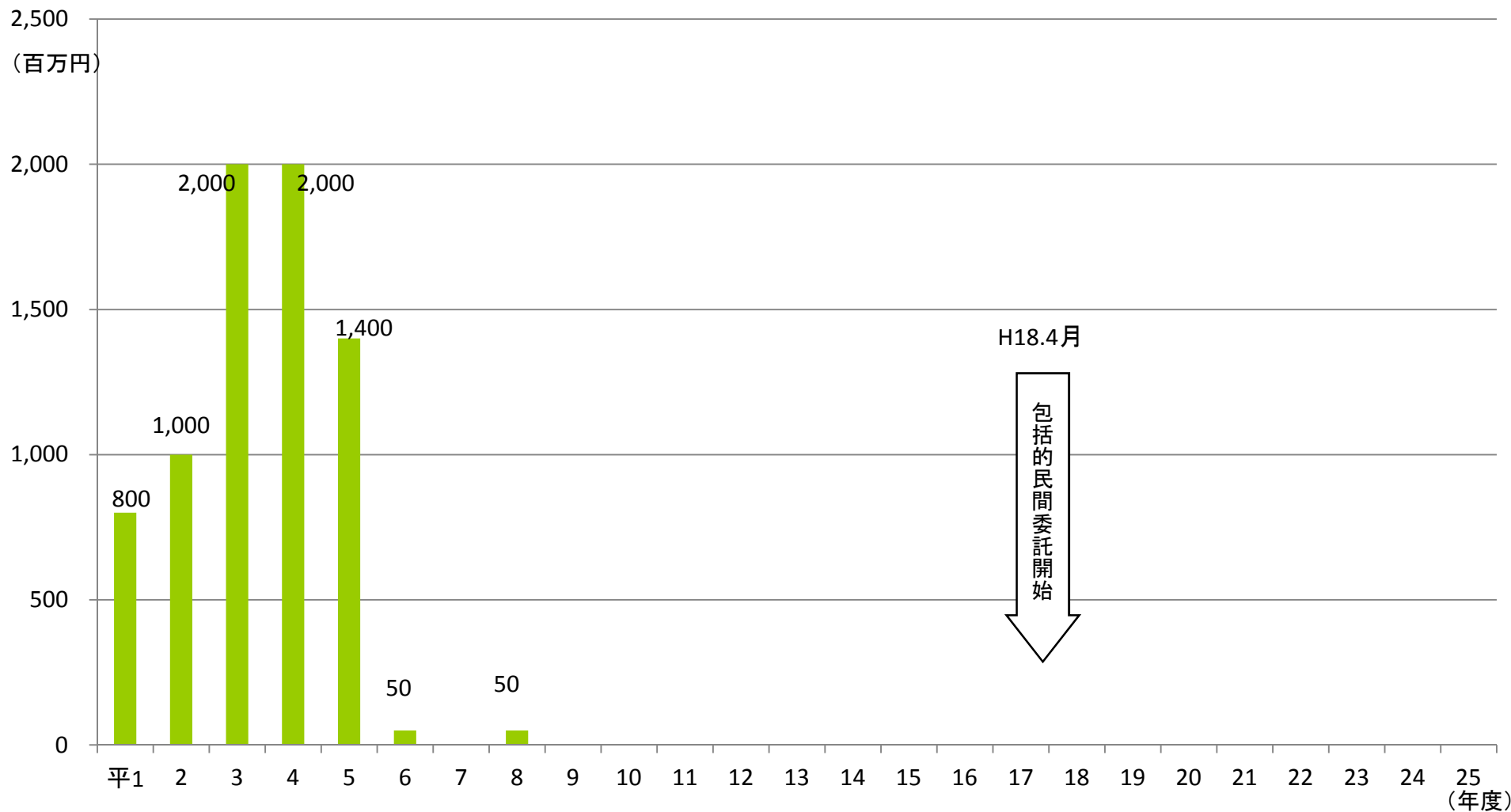
(6) 一般会計への繰出しの推移（千葉県）

- オートレース事業を開始した昭和25年度以降、千葉県の一般会計へ総額187億円を繰出しており、貴重な財源となっていた。
- 平成5年度の29億4千万円をピークに、平成10～17年度までは売上げ減少に伴う収支状況の悪化により一般会計へ繰出せない状況となった。
- 平成18年の包括的民間委託の導入により、一定の繰出し額を確保している。



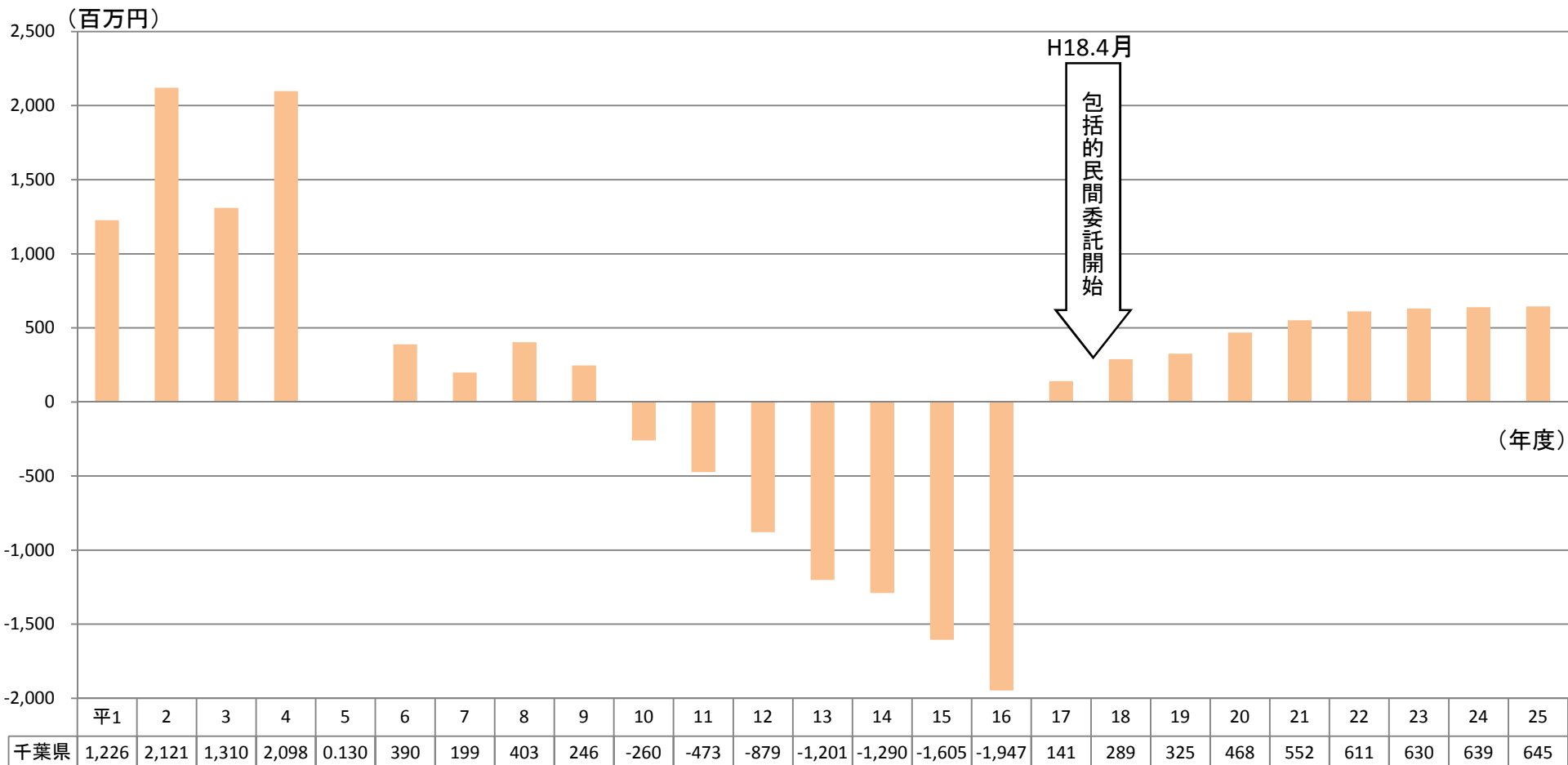
(7) 一般会計への繰出しの推移 (船橋市)

- 昭和30年3月に船橋市営第1回オートレースを開催。船橋市の一般会計への繰出しは総額197億円。
- 平成3、4年度の20億円の繰出金がピークで、平成8年度の5千万円が最後となっている。平成9年度以降の繰出しはなし。



(8) 翌年度繰越金の推移 (千葉県)

- 平成10年度以降、単年度収支が赤字となり、繰越金は減少し、累積赤字が膨らんだ。平成18年3月の競輪事業撤退の際に、公営競技会計の繰越金を整理し、オートレース事業の累積赤字を解消した。
- 平成18年度から包括的民間委託を導入し、施行者に一定の収益が確保できるようになり、単年度収支の黒字を翌年度繰越金に計上してきている。

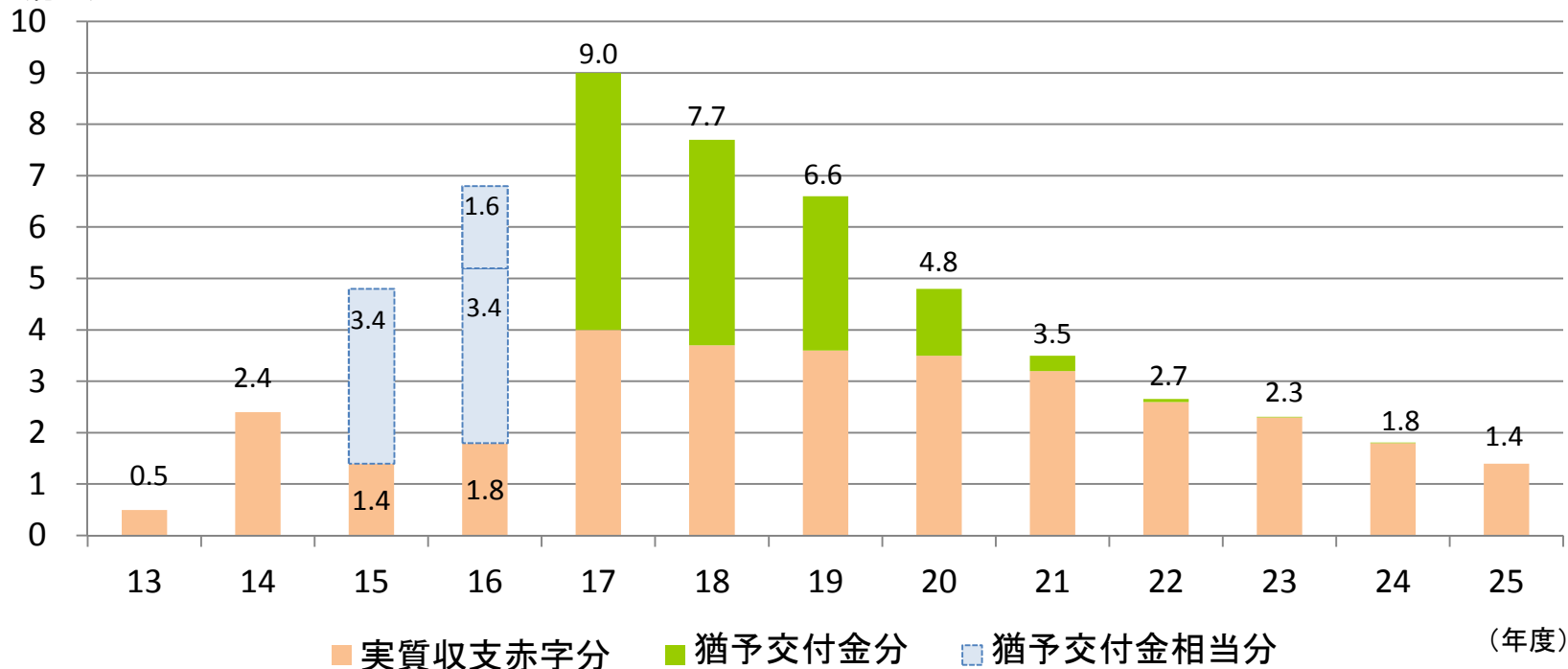


(単位:百万円)

(9) 累積赤字額の推移（船橋市）

- 平成13年度に初めて実質収支が5千1百万円の赤字となる。
- 平成15～16年度の収支改善計画により、特例交付金制度を利用して、経費削減及び売上向上を図ったが、収支改善するまでには至らなかった。
- 平成17年度決算では、実質収支の赤字4億4百万円、特例交付金制度により猶予されていた交付金5億3百万円、合計9億7百万円の累積債務。
- 平成18年度以降は、包括的民間委託による収益保証(4千万円)、地方公共団体金融機構納付金相当額(旧公営企業金融公庫納付金還付金)で、累積赤字額を削減。
- 猶予交付金(特例交付金)は、平成24年度に完済。累積赤字は、平成25年度決算では、1億4千5百万円になっている。
- 平成15年度3億4千6百万円、平成16年度1億5千7百万円、合計5億3百万円の猶予交付金(特例交付金)を平成18年度～24年度までに返済した。

(億円)



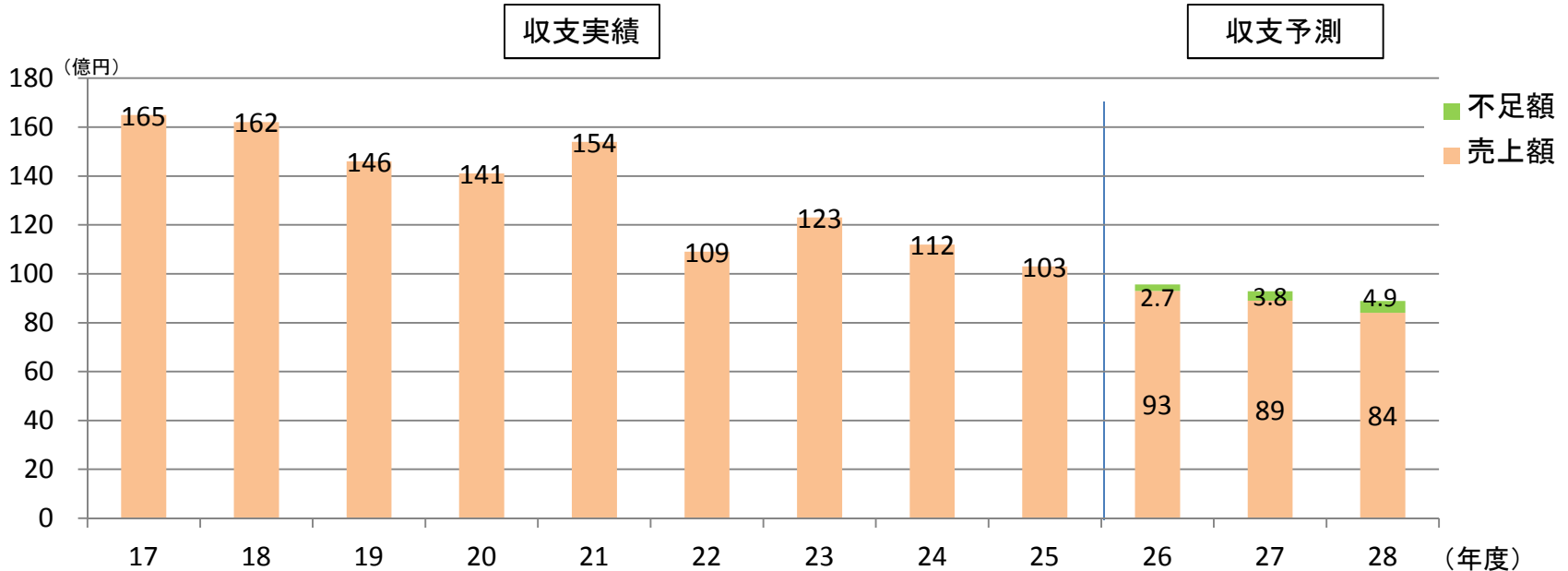
4 船橋オートの今後の見通し

- (1) 平成26年度から28年度の収支見込み
- (2) 事業継続に必要な設備投資

(1) 平成26年度から28年度の収支見込み

■売上は、平成17年度～25年度までの売上減少率が年平均5%で推移しているため、平成26年度以降を5%減で見込んだ。

■支出のうち、施設借上料及び包括的民間委託料は、事業者の所要額を計上。



	26年度	27年度	28年度
開催日数(日)	62	62	62
売上(ア)	9,370,960	8,919,231	8,472,656
場外業務協力費等(イ)	559,819	532,766	507,050
収入合計(ア)+(イ)=(A)	9,930,779	9,451,997	8,979,706
支出合計(B)	10,196,436	9,833,296	9,469,211
差引き(A)-(B) 不足額	△265,657	△381,299	△489,505

(単位:千円)

(2) 事業継続に必要な設備投資

船橋オートレース場の施設は老朽化が進んでおり、今後事業を継続するため、以下の設備投資が必要となる。

- 平成27年度 トータリゼータシステムの更新（車券の発売、払戻等に関する業務をコンピュータで処理するシステムの更新）
- 平成27年度以降 映像関連装置の更新、施設の耐震診断
- 平成28年度以降 施設の耐震補強工事（海岸第1スタンド）、耐震診断関連工事（山側第1スタンド）
- 平成30年度 走路改修

参考 平成15年度千葉県包括外部監査における指摘事項

- 「包括外部監査」とは、地方自治法第252条の27第2項によって都道府県等に義務付けられている制度。監査の結果については、監査委員が公表することになっている。
- 千葉県は、平成2年度をピークに、景気の低迷やレジャーの多様化等により売上げが減少し、平成10年度以降、単年度収支が赤字となり、その状況が継続していた。
- そのような状況の中、平成15年度に船橋オートレース事業について、包括外部監査を受けたが、その結果、今後県が取るべき方策として、「事業からの完全撤退」か「現行スキームの再構築により単年度収支を黒字化しての継続」かの指摘を受けた。

《平成15年度千葉県包括外部監査(船橋オートレース事業)【抜粋】》

千葉県として今後選択できる方策として、次のようなものが考えられる。

(1) 事業からの完全撤退

……この場合、撤退による一時的な多額の支出が生じるが、オートレース事業の赤字に伴う実質的な一般会計からのオートレース事業への繰出し金を止める方が県民の理解が得られると考えられる。

(2) 現行スキームの再構築

……船橋オートレース事業が長期的に県財政への寄与ができる、言い換えれば、単年度収支の黒字化により千葉県一般会計への繰出しが可能となることとなる。